

386. 高圧用と特別高圧用機械器具・特別高圧配電用変圧器の施設

〈高圧用機械器具〉

第9条第1項(高圧又は特別高圧の電気機械器具の危険の防止):高圧又は特別高圧の電気機械器具は、取扱者以外の者が容易に触れる恐れが無いように施設しなければならない。ただし、接触による危険の恐れが無い場合は、この限りでない。

解釈の規定:発電所または変電所、開閉所もしくはこれらに準ずる場所以外に設置する場合は、屋内であつて、取扱者以外の者が出入りできないように措置した場所に施設するか、385〈高圧用機械器具の施設〉に示すいずれかの方法で施設しなければならない

〈特別高圧用機械器具〉

使用電圧の区分	柵の高さと柵から充電部分までの距離との和、または地表上の高さ
35000V以下	5m
35000Vを超え160000V以下	6m

・充電部分が露出する機器を地上に設置する場合は、柵の高さと柵から充電部分までの距離との和を、使用電圧に応じて左表の通りとする。

・柱上などに設置する場合は、地上5m以上に設置し、充電部分までの高さを使用電圧に応じて、上表の通りとする。・キュービクル内に施設する場合は、施設場所を工場などの構内のみに制限し、金属製の収納箱の接地はA種接地工事とする。・充電部分を露出しないものは、簡易接触防護措置を施す事。・使用電圧35kV以下のものは385〈高圧用機械器具の施設〉

④の②により施設する事もできる

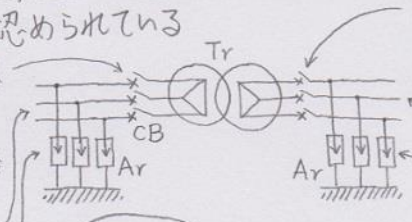
〈特別高圧配電用変圧器の施設〉

・特別高圧変圧器は危険であり、かつ供給確保上からも重要な物である事から、発電所または変電所もしくはこれらに準ずる場所(自家用需要家の変電室など)に施設しなければならない→最近における33(22)kV配電の普及から、特別高圧配電用変圧器の施設が必要となってきた→従来は山間の小部落、鉱山または揚排水場などへの供給用として300kV・Aの市街地以外に屋外に施設する物に限り認められていたが、前記の必要性から逐次その施設条件が緩和され、現在では一次側35kV以下、二次側高圧または低圧の物であれば、下図に示すような施設を行えば、一般に施設する事が認められている

・開閉器および過電流遮断器を施設する(ネットワーク供給方式の場合は過電流遮断器を省略できる)

・電線に特別高圧絶縁電線またはケーブルを使用する(35kV以下の特別高圧である事)

・架空電線路に接続される場合は、避雷器を施設する



・高圧の場合は①開閉器を施設し、かつ容易に開閉できるようにする②地絡遮断器を施設する
・二次側は高圧または低圧である事
・高圧架空電線路に接続される場合は、避雷器を施設する

二種類
有るんた

特別高圧用機械器具も高圧用の物とほぼ同様の施設方法となるが、危険度がより高くなるため、充電部の距離、地表上の高さの制限なども、上記のようにより厳しくしている

簡易接触防護措置については、解釈第1条(用語の定義)第三十七号参照

